

体育の学習における競争と男女共同参画に関する研究†

長澤 光雄*

秋田大学教育文化学部

男女共同参画社会の実現に向けた取組に呼応し、体育の男女共修が広がりつつある。その競争場面において、いくつかの工夫がなされている。その工夫について男女共同参画の主旨と照らし合わせ検討した。

その結果、体育の立場から、男女共同参画の主旨を表せば、好きな運動を性別にとらわれることなく実践することとなり、男女共修体育の実践を推進していかなければならないことが明らかとなった。さらに、女子優遇措置の公開は、固定的性別役割分担意識すなわちジェンダー・バイアスを増長するおそれがあり、適切な措置は、両性の相互理解を深める機会となること等が明らかとなった。

キーワード：体育，競争，男女共同参画

I はじめに

2006年1月現在、小学校1年生から高校3年生まで、全学年にわたり新学習指導要領（文部省、1998a,b,1999a）にそって教育が実施されている。各々の指導要領は、それぞれ生きる力を育むことを目標の中心にしている。教育の指針となっているこれらの指導要領では、生きる力の基礎として、前学習指導要領（文部省、1989a,b）で示された個性の尊重が、さらに強く盛り込まれている。個性の尊重は、憲法第11条基本的人権の享有と第14条法の下での平等の主旨に基づいている。また、憲法第26条教育を受ける権利、教育基本法第3条の教育の機会均等の主旨にも一致している。このように現在採用されている教育課程は、基本的人権の尊重を基本理念の一つとしていることが認められる。

さて、その学習指導要領において、身体の育成にかかわる体育科、中学・高校では保健体育科であるが、その究極的目標として「明るく豊かな生活を営む態度を育てる。」ことが提示されている（文部省、

1999b,c,d）。このことは基本的人権が尊重され、国民が平等に処遇されれば、体育科の目的が達成されるわけではないことが読みとれる。

成熟社会を迎え価値観が多様化する中で、体育の主要内容であるスポーツの楽しみ方も変化が現れている。ここで使った「体育」とは学校行事や運動部活動を含む言葉であり、「体育科」または「保健体育科」は授業が行われている教科の名称である。また、体育科の運動領域が体操とダンスとスポーツで構成されていることから、ここで検討対象とする「スポーツ」は競争性を備えている運動あるいは競技スポーツと、狭い意味の概念とする。

そのスポーツは従来は競技をする特定の者と、見るあるいは応援など支える者に分離し、才能のある者中心に実践されていた存在であった。それが、娯楽や生き甲斐として多くの大衆が実際にプレーを楽しむ存在に変容してきている。プレーを楽しむときに形成される集団は、家族や気の合った仲間、同好の士が主体となって、社会集団の趣の強いものになっている。その集団の特徴は、従来の体育会系と呼ばれる目的集団と異なり、規制や強制力の弱い、流動的な集団である場合が多くなっている。そこでは自然に男女一緒のプレーの機会が増えている。そのことは、プレーの楽しみ方の発展した形態が実現して

2006年1月23日受理

† Competitiveness and Cooperation in Physical Education in Relation to the Issue of Gender Equality

* Mitsuo NAGASAWA, Faculty of Education and Human Studies Akita University

いると考えられるのである。

社会一般における男女一緒のプレーとともに、男女共修体育の実践も広がりつつある。男女が共にスポーツを楽しむことは、憲法第24条両性の平等、教育基本法第5条男女共学、男女共同参画社会基本法の主旨を体現しなければ実現しない。ただし、スポーツのパフォーマンスに強く影響を及ぼす行動体力は、筋力の大きな差を筆頭に、男女の間に明確な差が様々な研究によって明らかにされている。体育の男女共修の場では、その体力差をパフォーマンスに反映させないことを目的とした、いくつかの工夫がされている。

そこで、男女共同参画の主旨と、男女共修体育の実践の場で採用されている工夫について、体育科教育学の立場から検討し整理することは、男女共同参画社会基本法第10条国民の責務にうたわれた、あらゆる分野における推進に寄与するばかりでなく、体育に携わる指導者にとって必要と考えたのである。

II 研究目的及び方法

男女共修体育において採用されているいくつかの工夫例について、筆者の教育実践を中心とし、体育科教育関連雑誌、関連学会誌、関連図書を対象として蒐集する。それらの実践例と、男女共同参画社会基本法等の関連法規、条例、省令、公文書等の記載内容との適否等を検討し整理する。そのことによって、体育の学習指導の充実に寄与する知見を明らかにすることを、本研究の目的とする。

III 考察

1 男女共同参画社会実現の主旨と体育

考察の始めに、前提となる男女共同参画社会実現の主旨について、体育の学習指導と関連する要素を明確にしてみる。男女共同参画社会とは男女共同参画社会基本法第2条にあるように「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」と定義されている。そして、男女共同参画とは内閣府の発表で「中性的な人間をつくること」、「女性だけが優遇される社会をつくること」、「男女をすべて画一的に扱うこと」ではないとされている。

男女共同参画社会の実現に関する動きは、国際社会と連動している。このことは、同基本法の前文に「日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきた」とある通りである。国際社会における取組の起点は、国連憲章に示された性に基づく差別の禁止であった。それを実現するため「国際婦人年」を定め、「世界行動計画」を立ててきたのである。さらに具体的に「女子差別撤廃条約」が採択され、日本も批准してきた。それらの本文では、男女共同参画に対応する言葉は gender equality であった。生物学的性を表す sex に対し、gender は社会的に形成された男女の差異を表す言葉である。また equality は対等な状況を表し、同一であることを表してはいない。したがって gender equality を邦訳すれば男女平等と男女同権の両方の意味を含む言葉が適切と考えられる。実現を目指す社会を本文では、Gender-equal Society と表すことからその訳語は、男女共同参画社会となって、その男女共同参画を gender equality の訳語とすることになったと考えられる。また、世界行動計画に従う日本の報告書には、男女共同参画社会基本法を The Basic Law for a Gender-equal Society と翻訳していることから、gender equality の訳語を男女共同参画としたことが明らかである。

ところで、いわゆるバブル崩壊後の日本経済の低迷があり、それと時期を同じくするこの男女共同参画社会の実現に向けた動きは、経済基盤を揺るがす可能性のある少子社会の解消に向けた動きと連動することになった。そのため、男女共同参画に関して最も影響の大きい男女雇用機会均等法に対応した施策より、次世代育成支援対策推進法に対応した施策が、優先されている状況がある。すなわち、現時点では男女共同参画には少子対策が要となっているのである。

しかし、同基本法前文に示された制定の趣旨は、男女共同参画社会の形成のために「国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進する」とこと記載されている。また、「男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮する」ことが男女共同参画の主旨であることも記載されている。したがって、ス

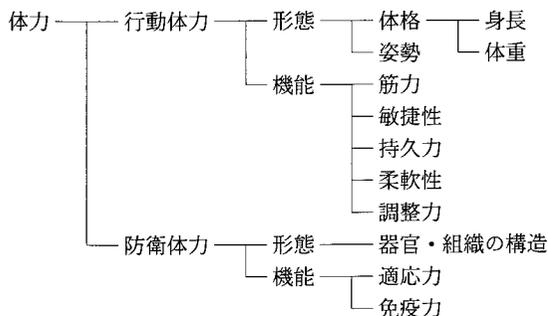
スポーツを内容の中心とする体育の立場から男女共同参画の主旨を考察すると、性別にとらわれることなく、個人の意志で主体的に文化を享受、すなわち好きなスポーツを実践することができること、と考えられる。端的に表せば、好きなスポーツを性別にとらわれることなく実践すること、と言える。ただ、体育科の学習内容にはスポーツの他にダンスも含まれている。したがって、より正確に表せば、好きな運動を性別にとらわれることなく実践すること、となる。

ここで示した好きな運動という概念は、個人の価値観・志向によって定まることになる。個人の価値観・志向は生まれながら備わった資質に従う部分が大きいと考えられる。しかし、成育の過程における環境、及び教育にも大きく影響される。そこで、女子差別撤廃条約批准に伴って高等学校保健体育科の単位数が男女統一された(文部省, 1989b)ことは、男女共同参画の主旨にそう改革であった。単位数の男女統一をきっかけに、男女共修体育の実践も広がりつつある。この動きは今後、推進していかなければ、男女共同参画社会基本法の基本理念に反すると考えられる。

2 男女の体力差

男女間には性格や社会性など様々な違いがあると言われるが(長澤, 2000)、本研究の目的を達成するため、考察の背景となる男女の体力差について整理する。体力は体育の実践に大きな影響を与えるし、体育科の目標には体力の向上が上げられることもあり、ここでは検討の対象を男女の体力差に絞ることにする。体力とは、以下のように構成されていると言われる(長澤他, 1991)。

図1 体力の構成要素



行動体力と防衛体力に大きく二分される体力とは、知的能力を除いた人間の身体的諸能力のことである。精神的能力は、体力として測定される種々の能力に影響を与えると言われるが、ここでは間接的要因と捉え、検討の対象とはしない。また、行動体力の機能に示された敏捷性をスピードと呼んだり、調整力をバランス能力や巧緻性と呼ぶこともある。さらに、持久力には動作の繰り返し回数によって把握される筋持久力と、呼吸循環器機能に依存する全身持久力に分けて捉えることが、スポーツ科学の現場では一般的である。しかし、筋持久力は筋力に依存することも知られており、ここでは全身持久力のみを持久力と考える。

行動体力の多くの項目で男性が明らかに上回る傾向があるが、防衛体力においては女性が高い傾向がある。例えば、昨年発表された厚生労働省の統計(<http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/life/life04/3.html>)によると女性の平均寿命は約86歳なのに対し、男性は約79歳、と6年すなわち約7%短くなっているのである。行動体力の内スピードに関連する競技パフォーマンス、例えば陸上競技100mの日本記録は男子10.00秒、女子11.36秒と14%遅くなっているように、女性は男性の約9割と言われている。筋力的には、重量挙げ同体重の53kg級スナッチの日本記録は男子105.5kg、女子80.0kgと25%低くなっていて、69kg級では男子150.0kg、女子88.0kgと41%低くなっている。女子の筋力は、男子の2/3程度となっていると言われている(松浦, 1982)。パワーは、衝撃の大きさであり、多くのスポーツパフォーマンスに決定的影響を及ぼすが、それはスピードと筋力の積として表される。9割と2/3の積から女子のパワーは男子の約6割で、ボクシングのパンチ力など、腕の重さも影響して衝撃の大きさの差は、さらに大きくなるのである。投射物の飛距離はパワーの平方に比例するので、6割のパワーでは飛距離は4割前後となる。

持久力は長距離走タイム、例えば文部省スポーツテストでは男子1500m、女子1000m走タイムで把握されている。走距離が異なるので一般的な男女差は把握しにくい。マラソンの日本記録は男子2時間6分16秒、女子2時間19分12秒と約9割となっている。

行動体力の中で唯一女子が優れている構成要素は柔軟性である。柔軟性は関節の可動範囲の大きさで

あり、体前屈などによって把握されている。これは男子に比べ小さい体であるにもかかわらず、明らかに女性の関節の動かせる範囲は大きいのである。可動範囲が大きいことは、多様な運動ができることを意味し、種々のスポーツ技術は洗練されることになる。洗練された動きは表現も多様に効果的になされることになり、体操競技やフィギュアスケートなどの採点競技では有利となると考えられる。調整力については、男女差の報告はない。

さらに、体格の一つの指標である体重は、差として現れる以上にスポーツパフォーマンスに影響を及ぼす。日本人男性の平均体重は約60kg、女性は約54kgとなり約1割の差であるが、体組成を調べると体重に占める体脂肪の割合は、日本人男性の平均は約13%なのに対し、女性は約22%である(福永, 1978)。体脂肪は、走ったり跳んだり逆立ちしたり、自己の体を自己の筋力で動かす場合、お荷物の意味があり、少ないほど楽に運動が遂行できるのである。2/3程度の筋力で、2倍近いお荷物を背負って運動することは、明らかに大きな負担となるのである。

以上のように各体力要素の平均値や最高記録では男女差が、統計的には有意となっている。しかし、母集団はかなりの部分で重なっているため、個人を比較すれば女子に劣る男子も多く存在するのである。また、加齢に伴う成長と老化により、ほとんど何の運動機能も持たない新生児から、ほとんどの要素の発達が停止する青年期までの変化の様態は、個人的にも、要素毎にも様々である。したがって、発達を終えた段階では驚異的なパフォーマンスを発揮する場合もあるし、機能が停滞したままの場合もある。性別による体力の傾向は把握できても、個別にその評価を下すことは、男女共同参画の基本理念から逸脱することになる。

さらに男女の体力差を検討すると、出産を担う性としての身体的特性に起因する特性を有すると考えられるのである。女性生殖器の卵巣から分泌される女性ホルモンの体力に対する影響を見ると、蛋白異化作用による筋量の減少すなわち筋力低下、赤血球の減少すなわち持久力低下、脂肪の沈着すなわち体脂肪率の増大のように、多くがスポーツのパフォーマンスを低下させることになる。男性生殖器から分泌される男性ホルモンが蛋白同化作用を伴い、それぞれ女性ホルモンと逆の作用を及ぼすことになる。意図的にスポーツパフォーマンスを向上させること

をトレーニングと呼ぶが、その効果も、男子が女子を上回ることになる。

このように身体的特性が不利な環境にある女性が、その努力と表現の結果を同等に賞賛されるため、オリンピック大会などの競技会において、男女別に競技することは妥当である。優れた資質に加え、不断の努力によって示されたパフォーマンスの価値は高いので、個別に賞賛して当然である。ただし、男女別に競技することは、記録を比較しその高低から、女性が男性に対し劣っていることを示すことが目的ではない。

3 工夫例の検討

1) 距離的ハンディ・キャップ

一般社会において男女が共にプレーする際、女子に優遇措置すなわちハンディ・キャップを付与している典型的例に、ゴルフコースに設定されたレディースティーの使用が上げられる。一般プレーヤーが使用するレギュラーティーや、プロを含め公式試合で使用されるバックティーより前方に設置されたレディースティーからのプレーは、ホールの距離が短縮され難易度が下がっている。このティーの使用は、女性に選択が許可されているのであって、女性に必ずここからのプレーが義務づけられているわけではないが、女性ゴルファーはほとんど使用している。その結果は、女性の成績が男性を明らかに上回るほどではなく、かなり妥当な優遇措置となっている。同一距離のプレーでは、昨年話題になったが、若手女子一流プロゴルファーが男子の試合に参加し、予選落ちしている事実から、女子にとって著しく負担が大きいことは明らかである。

この例に似た、競争以前に距離的優遇措置を設けた体育の学習指導例は、筆者のスポーツ実習陸上競技の授業に取り入れられている。保健体育の教員免許取得を目指す約20人の受講生に、5名前後の女子が含まれているこの授業では、陸上競技の競技特性を考慮して、成績評価の基準に競技結果を反映させている。年度により男女の受講生構成は異なり、女子が1名の年度もあり、性別に区分して競技をすることができない場合もある。そこで、男女共に競技をするにあたり、競技成績が性別によって偏ることを避け、成績評価が混在するように考慮した結果の措置である。具体的には短距離走とハードル走において、女子のスタートラインを10m前に出し、男

子60m, 女子50m に設定して競技する方法である。ハードル走の場合は、低いハードルの使用と、短いインターバルを用い、距離に加えさらに女子を優遇している。学習目標を各種目6位入賞に設定しているが、6位入賞者数で把握できる競技結果は、おおむね受講生の男女比と同様であるか、やや女子の入賞率が高い状況となっている。

これらの例のように、距離によるハンディ・キャップ付与は、目に見えるハンディ・キャップとして劣等感を助長するおそれが指摘されている（長澤, 1998）。同様に、競争以前に性による区別をすることは、女子の能力の劣位を明示するおそれがあり、固定的性別役割分担意識の増長のおそれがある。男女共同参画の趣旨に反することが考えられる。しかし、前章で考察した通り、体力的に差のある集団が共に競争し、その所属する集団内の優秀性が公平に反映される競争形態と、競技パフォーマンスの優秀性が公平に賞賛されることは妥当な措置である。すなわち、女性の中で優秀な競技成績が、男女一緒にの競技において優秀であると賞賛されることは、男女共同参画の主旨に適すと考えられるのである。この例のように、競技結果が妥当な場合、競争以前に10m 前のスタートラインに着いたとしてもその心理は、レディースティーを使用する女性ゴルファーの心理と同様に、劣等意識を助長することはない。ただ、観客として外部から競技を見れば、女子の体力が男子の体力より劣ると明示することになる。したがって、競争を楽しむ場では妥当であるが、運動会など公開の場では避ける必要がある。プロのゴルフ大会はテレビ放送されたり、ギャラリーと呼ばれる一般観戦者が見守る中での競技であり、ここでレディースティーを使用することも、男女参画の趣旨に反すると考えられる。

同授業の中・長距離走種目として3000m 走を取り入れている。ここでは、女子が2分前にスタートし、それを男子受講生が追いかける競技形式を採っている。この6位入賞者数も、おおむね受講生の男女比と同様となっている。この時間差は、目には見えないがスタート時期の違いは明らかに把握され、何人かの女子受講生は多くの男子受講生に追い抜かれることになる。駅伝や長距離競走で追い抜かれることは屈辱感を発生するおそれがあり、苦痛を発生する競技特性と共に、成績のふるわない受講生にこの種目の実践は不評である。追い抜かれる状況は、

目に見えるハンディ・キャップと同様の趣があり、公開性のある場合には避けるなどの配慮が必要である。

以上のように、性別を基に一律にハンディ・キャップを設定することは、固定的性別役割分担意識すなわちジェンダー・バイアスを増長するおそれがある。成績の差が体力の差に起因し、体力差は出産を担う器官の存在に起因するのであれば、出産可能者に対する配慮としてハンディ・キャップを設定することが許されるであろう。したがって文化としての競争を楽しめる工夫も、その根拠を性に因らない配慮を考察しなければならない。

2) 観念的ハンディ・キャップ

前項の距離的にハンディ・キャップを設定するなどの外見上明らかなハンディ・キャップに対し、外見からはハンディ・キャップ制による競技が行われているか判断できないハンディ・キャップを、観念的ハンディ・キャップと呼ぶ。例えば、性によるスポーツ種目に対する志向の影響や、クラスの構成員に占める男女比のアンバランスにより、男女共修体育で競技成績が記録で把握される測定競技において、記録を換算して成績を決定する例である（長澤, 1996）。前項同様筆者の陸上競技の授業でフィールド競技を実習する場合、記録が距離や高さで把握される。投擲競技では、投擲物の重さや大きさが女子に有利に設定されているにもかかわらず、その記録に明らかな性差が表れる。このことは前章で考察した体力の性差が反映している。前項同様競技成績が混在するように考慮した結果、走り幅跳び1.5m、走り高跳び40cm、砲丸投げ2m をそれぞれ女子の記録に加算し、成績を決定している（長澤, 1999）。その結果は前項同様、意図した通り受講学生男女比と入賞者の男女比がほぼ一致する結果となっている。

走り高跳びの実習では、身長が競技成績に大きく影響する。そこで、跳躍高と身長との差でも競争することとしている。このことは1回の競争で複数の成績が出現し、小学校陸上運動の指導にあたって求められる「できるだけ多くの児童に勝つ機会が与えられるよう工夫する」（文部省, 1999b）ことが求められていることも考慮した措置である。このときの跳躍高と身長との差の算出にあたっては、女子の記録に40cm を加算している。その結果、女子の入賞者数増加の傾向が見られる。結果が出てから女子

に有利なルールの工夫であることが判明し、男子受講生の一部から不平も聞かれる。しかし、一般法令同様スポーツのルールもさかのぼって適用しないことが原則であり、了解は得られている。その了解にあたり、他のスポーツ実習の受講経験から、行動体力やそのトレーニング効果について女子に不利な状況が多く発生していることの、相互理解がなされていることが考えられる。このように、やや不公平の女子優遇措置を含むルールの工夫も男女共同参画の主旨に適すと考えられる。

小学校における走り高跳びの学習では、ノモグラムを用いて目標記録を設定することが示されている(文部省, 1991)。短距離走能力を表す50m走タイムと身長との、二つの体力要素を組み込んだ換算式は、大人から子どもまで男女共に適切な目標の算出が可能である。ほぼ半数が目標を達成でき、その目標記録をどれだけ上回ることができるか達成意欲をかき立てることになる。

同じく50m走タイムを用いて、リレー改善タイム競走やハードリングタイム競走も学習指導で取り上げられている。リレー改善タイム競走はリレーメンバーの50m走タイムを合計し、その合計タイムと実際に1人の走者が50m走るリレー競走したときの、タイムの差を競うのである。通常、第2走者以降の走者はバトンを受ける前に助走が許されることから、合計タイムよりリレー競走のタイムが改善される。どれだけ改善されたかを競うことは、バトンパス技術の巧拙を競うことと考えられる。したがって、リレー学習の目標としてしばしば用いられている。

ハードリングタイム競走も、50mハードル走タイムと50m走タイムを比較することから成り立っている。両タイムが接近しているほど、ハードリング技術が優秀であると考えられるのである。

一見公平に思えるこの二つの例は、ノモグラムの例と異なり、基準となった50m走タイムと有意な相関が認められる。リレー改善タイムは合計タイムと正の相関が認められる。すなわち、遅い走者が多いチームほど改善されるタイムが大きくなる傾向があるのである。したがって、実際のリレー競走の結果とリレー改善タイム競走の結果は異なることが多いのである。ハードリングタイムと50m走タイムにも正の相関が認められ、遅い走者ほどハードリングによって、よけいに時間がかかるのである。した

がって、ハードル走の結果とハードリングタイム競走の結果が重なることになるのである。このように逆の結果をもたらすことになる。

Ⅲ考察2で検討した通り、スピードに関連する競技パフォーマンスは男性の9割程度である女性にとって、リレー改善タイム競走は有利であり、ハードリングタイム競走は不利になるのである。したがって、体力の性別による特性を相互理解するだけでなく、体力差がもたらす現象の傾向も、正確に理解する必要があるのである。

3) ボーナスポイントの設定

小学校体育科の学習内容を実習する初等科体育の授業は、学部男女構成比同様に、女子の受講生が多い。筆者の授業の中でバスケットボールを実習する際に、女子の活躍の機会を増やす目的で、ゲーム中の女子のゴール得点を割り増しするボーナス点ルールを採用している。床から3.05mの高さに、ボールに対して2倍の直径のリング状ゴールにボールを入れて多少を競うこの球技は、シュートの難しさがゲームの楽しさの隘路となっている。したがって、体育科の実践においてもシュートに関連したルールの工夫がなされている。例えば、特定のプレイヤーのゴール得点を割り増したり、「シュート!」と宣言をしたプレイヤーのシュートはブロックしてはいけないなど、体力・技能の低いプレイヤーを優遇する工夫がされる場合が多く見られる。小学校高学年の一時期、女子の平均身長が男子を上回る時期があるが、それでも行動体力は一貫して男子児童が女子を上回っている。そこで、これらの優遇措置の恩恵を受けるのは女子児童が多くなる傾向にある。

女子の活躍の機会を増やす目的で設定した初等科体育のバスケットボールのボーナス点ルールも、1)で考察した通り性別を基に一律に設定することは、固定的性別役割分担意識すなわちジェンダー・バイアスを増長するおそれがある。

攻撃側と守備側プレイヤーが入り乱れてゲームが行われるバスケットボールは、ルールで禁止されていても偶発的に身体接触が発生する。そのことも理由の一つであるが、身長を含めた行動体力の差が、増幅されて成績に影響されることから、男女別にゲームをすることが原則として認められるべきである。さらに、女性の身長を含めた体力に適したゲーム環境を考慮するべきである。2004年から女性の使用ボー

ルが小さく軽くなったが、このような配慮はゲームを楽しむ意味から推進されるべきである。

IV 結論

考察の結果から、以下の点が明らかとなった。

- 1) 男女共同参画の主旨を体育的に表せば、好きな運動を性別にとらわれることなく実践することとなる。
- 2) 男女共同参画社会基本法の基本理念に基づけば、男女共修体育の実践を推進していかなければならない。
- 3) 男女間に体力の差があり、それは出産を担う性としての女性の身体的特性に起因すると考えられる。そして、そのことはスポーツの結果においては男性優位になるため、競技会で男女別に競技することは妥当である。ただし、そのことは女性が男性に劣っていることを示すことが目的ではない。
- 4) 男女共修体育における競争場面で、講じた女子優遇措置を公開することは、固定的性別役割分担意識すなわちジェンダー・バイアスを増長するおそれがある。
- 5) 男女共修体育における競争場面で、適切な女子優遇措置を講ずることは、両性の相互理解を深める機会となる。
- 6) 男女共修体育におけるスポーツの競争場面で、施されたルールの工夫は、女子の体力特性を正確に理解した結果でなければならない。

参照した法令等は以下である

日本国憲法
教育基本法
男女共同参画社会基本法
女子差別撤廃条約
男女雇用機会均等法
次世代育成支援対策推進法

参考文献

- 1) 高石昌弘他 (1981) からだの発達. 大修館書店. 東京
- 2) 長澤光雄他 (1991) 小学校中学校体育教育. 中央法規出版. 東京
- 3) 長澤光雄 (1996) 体育の学習指導における競争の工夫の分類. 秋田大学教育学部研究紀要教育科学第49集. pp1-9

- 4) 長澤光雄 (1998) 体育の学習指導における競争の扱いに関する一考察. 体育科教育学研究第15巻第2号. pp1-8
- 5) 長澤光雄 (1999) 関岡康夫編. 陸上競技を科学する. 道和書院. 東京
- 6) 長澤光雄 (2000) 大学生の体育における競争の認識に関する一考察. 秋田大学教育文化学部教育実践研究紀要. 第22巻. pp31-40
- 7) 福永哲夫 (1978) ヒトの絶対筋力. 杏林書院. 東京
- 8) 松浦義行 (1982) 体力の発達. 朝倉書店. 東京
- 9) 文部省 (1989a) 中学校学習指導要領. 大蔵省印刷局. 東京
- 10) 文部省 (1989b) 高等学校学習指導要領. 大蔵省印刷局. 東京
- 11) 文部省 (1998a) 小学校学習指導要領. 大蔵省印刷局. 東京
- 12) 文部省 (1998b) 中学校学習指導要領. 大蔵省印刷局. 東京
- 13) 文部省 (1999a) 高等学校学習指導要領. 大蔵省印刷局. 東京
- 14) 文部省 (1999b) 小学校学習指導要領解説体育編. 東山書房. 東京
- 15) 文部省 (1999c) 中学校学習指導要領解説保健体育編. 東山書房. 東京
- 16) 文部省 (1999d) 高等学校学習指導要領解説保健体育編. 東山書房. 東京

Summary

The number of 'co-education' programs in the area of physical education has been increasing in response to the enactment of gender-equality in the society. A number of attempts have recently been made to deal with the issue of competitiveness between male and female students during the instruction. The present paper examines the appropriacy of the attempts in light of the principle of gender-equality. According to the idea, each student should be allowed to join the type of game that he or she would like to irrespective of his or her gender. The paper argues, however, that publicizing the practice of giving a special treatment in favor of female students would just help engender gender bias. More appropriate

would be an attempt to help both male and female students in an equal manner to help develop their mutual understanding. Other recommendations are also made to implement the principle effectively.

Key Words : Physical education, Competitiveness,
Gender-equal society

(Received January 23, 2006)